

令和 8 年

第 3 0 回

伊勢原市農業委員会総会議事録

開催日 令和 8 年 8 月 2 7 日（木）

伊勢原市農業委員会

第30回 伊勢原市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和8年8月27日（木）午前10時47分から11時11分まで
- 2 開催場所 伊勢原市役所 2C会議室
- 3 委員在任定数 9名

1 梶 政博	6 田中 真紀子
2 重田 千秋	7 麻生 伸一
3 古屋 幸男	8 越水 一雄
4 今井 恵美子	9 大木 克美
	10 鈴木 雅之
- 4 出席委員数 9名（その他、農地利用最適化推進委員10名出席）
- 5 欠席委員 なし
- 6 署名委員 田中 真紀子
麻生 伸一
- 7 議長 鈴木 雅之
- 8 事務局出席者

田中 則行
田伏 弘之
加藤 朝規
山田 直哉
岸 好夫
- 9 傍聴者 なし
- 10 審議事項
 - (1) 報告
 - 第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
 - 第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
 - 第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
 - 第4号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
 - 第5号 引き続き特定貸付を行っている旨の証明について
 - (2) 議案
 - 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について【取下げ】
 - 第3号 農用地利用集積等促進計画の作成に関する要請の承認について
- 11 審議内容 （開会 午前10時47分）
- [事務局] 在任定数9名、出席委員9名により定足数に達していることを報告します。

- [議長] 只今より第30回伊勢原市農業委員会総会を開催します。
本日の審議事項は、報告5件、議案3件の計8件となっております。
- [議長] 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。
- [事務局] 相続等によって農地の権利を取得したときに届出が必要となります。
報告第1号のとおり、高部屋地区で4件、比々多地区で5件、成瀬地区で2件の計11件の届出について受理しました。
また、第三者への斡旋希望はありませんでした。
- [議長] 何か質問がございましたらお願いします。
【 質問なし 】
無いようですので、次に移ります。
- [議長] 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。
- [事務局] 市街化区域内にある農地について、土地の権利移動を伴って農地以外のものにすることは、届出をすることとされています。
報告第2号のとおり、伊勢原地区で1件、高部屋地区で1件の計2件の届出を受理しました。
報告第2号の1及び第2号の2は、住居用地を目的として転用されたものです。
- [議長] 何か質問がございましたらお願いします。
【 質問なし 】
無いようですので、次に移ります。
- [議長] 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。
- [事務局] 市街化区域内にある農地について、土地の権利移動を伴って農地以外のものにすることは、届出をすることとされています。
報告第3号のとおり、伊勢原地区で1件、高部屋地区で1件の計2件の届出を受理しました。
報告第3号の1は、事業用地を目的として転用されるものです。
報告第3号の2は、住居用地を目的として転用されたものです。
- [議長] 何か質問がございましたらお願いします。
【 質問なし 】
無いようですので、次に移ります。
- [議長] 報告第4号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について、事務局から説明をお願いします。
- [事務局] この証明は、相続税納税猶予期間の3年ごとの証明です。
報告第4号のとおり、伊勢原地区1件、成瀬地区で1件、大田地区で1件の計3件の証明願いがありました。

報告第4号の1について、対象農地は下糟屋字蔵ノ下に1筆、東富岡字竹林に3筆の計4筆。証明面積は2, 910平方メートルです。

7月17日に事務局で現地調査を行い、露地野菜の作付けを確認しています。

7月22日付けで専決処分により証明書を発行しました。

報告第4号の2について、対象農地は神戸字上満寺に3筆。証明面積は2, 323平方メートルです。

7月22日に事務局で現地調査を行い、水稻耕作を確認しています。

7月22日付けで専決処分により証明書を発行しました。

報告第4号の3について、対象農地は岡崎字前田に2筆、上平間字西ノ久保に1筆、下平間字中に2筆、同字水草に1筆、同字向入に3筆、同字谷原に1筆、同字東下に7筆、同字谷原下に1筆、同字西に1筆、同字西久保に1筆、同字大原に2筆の計23筆、証明面積は16, 068平方メートルです。

8月13日に事務局で現地調査を行い、露地野菜の作付け及び水稻耕作を確認しています。

8月13日付けで専決処分により証明書を発行しました。

[議長] 何か質問がございましたらお願いします。

【 質問なし 】

無いようですので、次に移ります。

[議長] 報告第5号 引き続き特定貸付を行っている旨の証明について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] この証明は、相続税納税猶予期間の3年ごとの証明です。

報告第5号のとおり、比々多で1件の証明願いがありました。

報告第5号の1について、対象農地は串橋字佃に1筆。証明面積は991平方メートルです。

8月3日に事務局で現地調査を行い、水稻耕作を確認しています。

8月5日付けで専決処分により証明書を発行しました。

[議長] 何か質問がございましたらお願いします。

【 質問なし 】

無いようですので、議案に移ります。

[議長] 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 農地の権利設定又は所有権移転をしようとする場合は、農業委員会の許可が必要です。

議案第1号のとおり、高部屋地区で1件及び大田地区で1件の計2件の申請がありました。

議案第1号の1について、申請地は、日向下藤野の1筆で、面積は

1, 375平方メートルです。

譲受人は、市内で約9, 300平方メートルの農地を経営しており、米や露地野菜を栽培しています。経営規模拡大のため、有償にて所有権移転します。

8月18日に事務局と地区担当委員で現地調査を行いました。

農地法第3条の3要件について説明します。

要件1「農地のすべてを効率的に利用すること」については、トラクター、耕運機、田植機、ハーベスターがあることを確認していることから、効率的に利用することが出来るものと考えます。

法令遵守の状況についても、特に違法行為はありません。

要件2「必要な農作業に常時従事すること」については、「労働力」として譲受人が農作業に常時従事しており、農業経験も10年ほどあります。

要件3「地域との調和要件」も農薬の使用方法は防除基準に従い耕作するため、影響はないものと考えます。また、地域の共同作業を行うように努めるとのことです。

議案第1号の2について、申請地は、小稲葉廣町の3筆で、面積は1, 327平方メートルです。

譲受人は、畜産法人に所有農地6, 600平方メートルを貸付け、自らもその農作業に従事し、飼料作物の栽培をしています。

経営規模拡大のため、有償にて所有権移転します。

8月17日に事務局と地区担当委員で現地調査を行いました。

農地法第3条の3要件について説明します。

要件1「農地のすべてを効率的に利用すること」については、トラクターがあることを確認していることから、効率的に利用することが出来るものと考えます。

法令遵守の状況についても、特に違法行為はありません。

要件2「必要な農作業に常時従事すること」については、「労働力」として譲受人が農作業に常時従事しており、農業経験も40年ほどあります。

要件3「地域との調和要件」も農薬の使用方法は防除基準に従い耕作するため、影響はないものと考えます。また、地域の共同作業を行うように努めるとのことです。

[議長] 事務局の説明が終わりました。議案第1号の1について、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いします。

[地区担当委員] 8月18日に事務局と現地を確認しました。

(高部屋地区) 24日には地区担当委員4名にて現地確認しました。

所有するトラクター2台を確認、コンバインも稲作用及びそばを刈り取る用の2台を確認しました。また、乾燥機、粃すり機、田植機、精米機を

所有していました。譲受人は、有機農法により、あまり農薬なども使わず、農地への影響にも配慮されている方で、

対象農地は、長年に渡り耕作がされていない状況にあり、譲受人に保全管理をお願いしていたが、この度、譲渡に至ったとのこと。

譲受人は、自治会の役員もされており、地域に馴染んでおられ、今回の確認状況より問題ないものと思います。

[議長] 審議に入ります。議案第1号の1について、何か質問、意見がございましたらお願いします。

[議長] 【 質疑なし 】

無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。

議案第1号の1について、「原案のとおり許可とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

[議長] 【 挙手全員 】

挙手全員。よって、議案第1号の1については、「原案のとおり許可とする」こととします。

[議長] 続きまして、議案第1号の2について、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いします。

[地区担当委員]
(大田地区) 8月17日には事務局と、8月20日には地区担当委員で現地確認しました。

事務局の説明のとおり、譲受人は大規模に酪農をされており、後継者もいることから、今回、非農家である譲渡人から農地を引き受けるものであり、これまでの営農状況より特に問題ないと思います。

[議長] 審議に入ります。議案第1号の2について、何か質問、意見がございましたらお願いします。

[議長] 【 質疑なし 】

無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。

議案第1号の2について、「原案のとおり許可とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

[議長] 【 挙手全員 】

挙手全員。よって、議案第1号の2については、「原案のとおり許可とする」こととします。

[議長] 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 今回、申請者の都合により申請が取り下げられました。

[議長] 議案第3号 農用地利用集積等促進計画の作成に関する要請の承認について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 農地中間管理機構である公益社団法人神奈川県農業会議が農地中間管理事業の実施により、賃借権の設定等を行おうとするときは、農地中間管理

事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に基づき、県農業会議が農用地利用集積等促進計画を定め、神奈川県知事の許可を受ける必要があります。このことから、同法第18条第11項の規定に基づき、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から、地域農業の実態を把握している農業委員会が県農業会議に対し、促進計画を定めるよう要請することができるものです。

議案第3号のとおり、高部屋地区で1件、大田地区で1件、計2件の貸借の申し出がありました。

大田地区の1について、借受人は、厚木市内の認定農業者の下で研修を受け、伊勢原市が規定する新規就農条件を満たしています。

以上2件すべてにおいて、農地中間管理事業の推進に関する法律に規定する全部効率要件等を満たしています。

また、伊勢原市長より「地域計画の達成に資する」という回答を得ています。

[議長] 審議に入ります。
議案第3号の高部屋の1について、何か御質問、御意見がございましたらお願いします。

[議長] 【 質疑なし 】
無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。
議案第3号の高部屋の1について、「原案のとおり要請する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

[議長] 【 挙手全員 】
挙手全員。よって、議案第3号の高部屋の1について、「原案のとおり要請する」こととします。

[議長] 議案第3号の大田の1について、何か御質問、御意見がございましたらお願いします。

[議長] 【 質疑なし 】
無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。
議案第3号の大田の1について、「原案のとおり要請する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

[議長] 【 挙手全員 】
挙手全員。よって、議案第3号の大田の1について、「原案のとおり要請する」こととします。

[議長] すべての審議が終わりました。
以上を持ちまして、第30回伊勢原市農業委員会総会を閉会といたします。

(閉会 午前11時11分)